

5/27(水)～
6/30(火)
臨時措置

流山市
Nagareyama City

「指定ごみ袋」が入手困難な場合

燃やすごみ、容器包装プラスチックの「指定ごみ袋」以外でも、ごみが排出できます。

指定ごみ袋は、令和4年4月に導入し、市民の皆様のご協力により、燃やすごみが約1,282トン、約5%減量したほか、容器包装プラスチックのリサイクル率の向上、間違ったごみ出しの防止や集積所の保全、違反ごみの防止にも効果が出ているところです。

しかし、昨今の中東情勢の影響で、小売店における「指定ごみ袋」の在庫が不足していることから、指定ごみ袋が入手困難な場合、臨時措置期間内において、以下の方法により排出したごみについて、「指定ごみ袋」以外の袋でも排出が可能となります。

ご理解・ご協力をお願いします。

臨時措置期間：令和8年5月27日(水)～令和8年6月30日(火)

燃やすごみ



・**も**と記載願います。

- ・生ごみは、水をよく切ってから排出してください。
- ・紙や布、段ボール等は資源化に努めてください。

容器包装プラスチック



・**プラ**と記載願います。

- ・プラマークのついていものが対象です。
- ・食品の袋、容器は中身を軽くすすいでください。

使用できるごみ袋について

- ①プラスチック製やビニール製の袋
- ②透明または、半透明の袋
- ③サイズは、10リットルから45リットル

- ④スーパー袋等の印字されている袋は、利用可
- ⑤中身が密閉されるように縛ること。
- ⑥厚さ、取っ手の有無に制限なし。

注意：使用できないごみ袋

- ・中身の見えない袋（黒色の袋等）
- ・紙袋、段ボール
- ・他市の指定袋
- ・布袋
- ・口を縛れない袋
- ・45リットルを超える袋

市 HP



Android 用

(さんあ～る)



iPhone 用

(さんあ～る)



【問い合わせ】

流山市クリーンセンター 収集リサイクル係
04-7157-7411